

福祉活動助成審査基準

《基本的な考え方》

1. この助成は、社協会費、寄付金、共同募金の配分金を活用しています。地域福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも充分応えられる活動(事業)に対して、経費の一部を助成します。
2. 申請できる団体は、渋谷区内に所在し、主に区民を対象に活動する団体で、区内の活動実績が1年以上継続している団体です。※はじめのいっぽ応援プランを除く
3. 地域福祉活動(事業)の実施主体は、福祉団体、ボランティアグループ、非営利法人等、幅広く認められます。ただし、行政機関及び個人は除きます。
4. 公的な補助や助成等により活動経費の一部が賄われている事業でも充当することができますが、経常的な経費を削減するために充てることはできません。

《助成対象事業》

- ・渋谷区内で活動し、主に区民を対象とする福祉活動事業
- ・福祉ニーズを持つ方に対して行う日常生活支援や交流活動を行う事業
- ・福祉ニーズを持つ方に対して行う就労支援事業
- ・福祉に関する調査研究事業
- ・施設・団体が行う住民を対象とした福祉に関する事業

《助成対象外事業》

- ・宗教活動・政治活動・営利活動を目的としている事業
- ・所在地及び主たる活動範囲が渋谷区外の事業
- ・国または地方公共団体が運営の責任を負う事業
- ・会員等の互助的な活動であると認められる事業
- ・活動状況が不安定で継続性の乏しい事業
- ・地域住民からの信頼性に欠ける事業
- ・既に終了している事業の補填
- ・団体の運営維持に係る人件費、物件費、光熱水費、事務費等の経常経費

【一般助成】

内容	基準
団体所在地及び活動場所	渋谷区内
活動実績	1年以上
助成金額	1団体5万円 ※限度額
過去に助成を受けた団体について	申請可
同一内容の連続申請について	申請可
自主財源の有無	自主財源確保の努力をしていること
審査指針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進に多大なる影響を与えることが期待できる事業 ・先駆的な活動で、他団体の模範となる事業 ・事業の成果を多くの人々が共有でき、その影響が大きいと思われる事業 ・活動に工夫が見られ、発展性、継続性がある事業 ・一定の効果が期待できる事業

【特別助成】

内容	基準	
団体所在地及び活動場所	渋谷区内	
活動実績	はじめてのいっぽ	3年未満
	あらたな福祉	3年以上
助成金額	はじめてのいっぽ	1団体12万円 ※限度額
	あらたな福祉	1団体12万円 ※限度額
併用申請	はじめてのいっぽ	不可
	あらたな福祉	一般助成と併用可
過去に助成を受けた団体について	はじめてのいっぽ	申請不可 ※1団体1回のみ助成
	あらたな福祉	申請不可 ※1団体1回のみ助成
自主財源の有無	自主財源確保の努力をしていること	
審査指針	はじめてのいっぽ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進に多大なる影響を与えることが期待できる事業 ・継続的に安定した活動が見込まれる事業 ・活動成果を地域の多くの人々が共有できる事業
	あらたな福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の活動とは異なる視点で計画され、今後の発展が期待できる事業 ・先駆的な内容で工夫がみられ、継続性が見込まれる事業 ・他団体の模範となり、成果を多くの人々が共有できる事業

【共通】

内容	基準
経常的な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の運営維持に係る人件費、物件費、光熱水費、事務費、日用品等は充当できない。
器材・物品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ニーズを持つ利用者が日常的に使用するものは充当できる。 ・個人に帰するもの、事務・管理的な用途で使用するもの（什器、備品、電子機器等）は充当できない。
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・団体のホームページ、SNS 等に係る通信費、プロバイダ契約料、更新料、切手・はがき代、通話料、送料、処分料、リサイクル料、手数料等は充当できない。
会場費	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・団体が主催する参加者を対象とした研修、交流等に係る施設使用料は充当できる。 ・個人宅は充当できない。
会議費	<ul style="list-style-type: none"> ・打ち合わせ、反省会等の飲食代は充当できない。
謝礼金	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・団体が主催する参加者を対象とした研修、交流等に係る講師謝礼、ボランティア謝礼等は充当できる。 ・会員（構成員）を対象とした研修、交流等に係る謝礼金は充当できない。 ・施設・団体が主催する参加者を対象とした研修、交流等に係るチラシ作成や募集サイト作成等の謝礼金は充当できるが、会員（構成員）に対する謝礼金は、通常作業との区別が不明なため、充当できない。ただし、区別ができる場合はその限りではない。 ・施設・団体の通常活動に係る講師謝礼、ボランティア謝礼等は充当できない。
交通費（実費）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・団体が主催する参加者を対象とした日帰り研修、宿泊訓練、社会体験、職業体験、音楽療法、スポーツ、文化活動、防災研修等に係る交通費は充当できる。 ・施設・団体の通常活動に係る交通費、会員（構成員）を対象とした研修に係る交通費等は充当できない。
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・団体が主催する参加者を対象とした研修や交流等に係るチラシ、資料等印刷代は充当できる。 ・会員（構成員）を対象とした研修や交流等に係るチラシ、資料等印刷代は充当できない。
賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・団体が主催する参加者を対象とした研修や交流等に係る器材レンタル等の賃借料は充当できる。 ・団体の運営維持に係る器材リースやレンタル料は充当できない。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の性質上、個人に対する補償という側面が強いため、充当できない。ただし、施設・団体が主催する参加者のための行事保険は充当できる。

内容	基準
その他	<ul style="list-style-type: none">・火災・風水害・地震等の災害や事故等により被害を受け、早急に助成を必要とする場合は充当できる。・周年行事、出版、施設開設記念祝い等に係るものは充当できない。・個人に帰する宿泊代、飲食代、入館料、土産代、景品、食材費等は充当できない。